

平成29年度

教育行政執行方針

余市町教育委員会

I はじめに

平成29年第1回定例会の開会にあたり、余市町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

国際化の進展や情報通信技術の発達などが社会のあらゆる領域にさまざまな変化をもたらしている中、人々の個性を伸ばし、地域の発展を支える基盤となる教育の重要性が改めて認識されております。

教育の根幹は、「人づくり」であり、地域社会の一員として、ふるさとへの愛着や誇りをもち、自らの知恵と行動力を発揮して、新しい時代を切り拓くための問題解決能力と柔軟な思考力を兼ね備えるとともに、他者との関係を構築できる人材の育成に向けた教育の充実が重要であります。

II 基本方針

学校教育では、子どもたちの個性を大切にするとともに基礎・基本をしっかりと身に付け、社会で生きる力を養うための確かな学力の習得、豊かな心、健やかな体を育むための調和のとれた教育活動の一層の充実に努めます。

また、社会全体で子どもたちを守り育む環境づくりとして、学校・家庭・地域が互いに連携・協力しながら、それぞれの機能を発揮し、さまざまな課題の解決に努めるなど子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、自主的・自発的に、自分に適した手法によって学び続けることのできる機会の提供を図り、生涯学習社会の構築に努めます。

また、町民が健康で心豊かに生きがいをもって学び、習

得した学習の成果を地域に寄与できる環境づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

Ⅲ 重点目標

1. 自ら学び自ら未来を切り拓く学習指導の充実

社会が大きく変化する時代にあって、子どもたちが自立し、たくましく生きるために必要な力を身につけるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用して課題を解決するための確かな力を育成することが極めて重要です。

児童生徒の学力・学習状況を把握し、その分析と課題の検証を行い、子どもたちが分かる喜びを実感し、学習意欲を高める授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、望ましい生活習慣の定着に向け、学校と家庭が互いに連携しながら、基本的な生活習慣と学習習慣の定着に取り組みます。

学校生活や学習上に「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」の個に応じたきめ細かな教育活動を支援するため、引き続き、学習支援員等を配置します。

特別支援教育につきましては、教職員の共通認識のもと各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機

関との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実に努めるとともに、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上に向けた各種研修会への参加の促進を図ります。

外国語教育や国際理解教育につきましては、2名の外国語指導助手を引き続き配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

I C T教育につきましては、生徒の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの向上に繋がることが期待されることから、情報化社会に適切に対応できるよう、情報機器の充実と活用能力の向上を図るとともにインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携や情報モラル教育のさらなる充実に努めます。

地域に信頼される学校づくりに向け、学校運営につきましては、学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開などをおして、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根ざした教育活動に取り組みます。

また、学びや育ちの連続性を重視するとともに、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ支障なく移行できるよう、小中学校相互の連携強化に努めます。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間をより多く確保する学校体制の整備に努めます。

さらには、各種研修会への積極的な参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちが、自らの存在感と将来に対する夢や目標をもち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための基本的な生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、良好な人間関係を構築するため、互いを尊重し、ともに支え合う、思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導は、児童生徒との信頼関係の構築と心が通い合う人間関係を基盤として、相談体制や支援体制の強化を図り、児童生徒が自信や誇りをもち、自らが判断し行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確にとらえ、児童生徒や家庭の抱える問題を解決することが最も重要であることから、スクールカウンセラーを引き続き配置し、相談体制と支援体制の充実を図るとともに関係機関と連携し、専門的な立場からの適切な助言や支援を行います。

また、小中学校へ指導員が訪問する巡回相談の実施により適応指導教室「しーがるず」に通級する児童生徒が増えていることから、引き続き、適応指導教室を開設するとともに、不登校や不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた指導や支援を行います。

いじめ問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子どもたちが安心して健やかに成長することができる環境づくりを総合的に推進します。

また、いじめを絶対許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置付け、「いじめの実態調査アンケート」等の結果

や分析結果を積極的に活用するとともに、教育行政・学校・地域・家庭との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けた取り組みを推進します。

児童生徒への指導にあたり、いかなる場合においても体罰を行ってはならないものであり、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう、教職員の意識改革等を促進するとともに、研修体制を確立し、児童生徒にとって充実した学校生活となるよう、適切な生徒指導の確立に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にす健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、一人ひとりが命の尊さを自覚し、自ら心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。すべての教育活動をとおして、生命の尊さや安全に行動する習慣など、健康教育と安全教育の充実に努めます。

非行・犯罪被害の未然防止につきましては、学校における「指導体制や相談体制の強化」、「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物に関する指導」の充実を図るとともに、積極的に保護者や区会等への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携を強化します。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる良好な環

境でなければなりません。

学校施設につきましては、バスケットゴール等の非構造部材を含め、建物の耐震対策が全て完了したところではありますが、引き続き、室内空気環境測定やアスベストの気中測定などを実施するとともに、老朽化した施設の改修、さらには、小学校遊具を新たに設置するなど、安全性確保に向け施設の適切な維持管理に努めます。

学校保健では、小学校においてフッ化物洗口を実施しておりますが、児童の歯の健康づくりに向け本年度も継続します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の環境改善と衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、地場産品を学校給食の生きた教材として使用することにより、地産地消を推進するとともに、子ども達が食の重要性への理解を深め、食育をとおした望ましい食習慣を養うための指導の充実に努めます。

学校図書館につきましては、学校図書の充実とあわせ、ボランティアによる図書整理や読み聞かせの支援と、余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

子育て・教育支援の一環として、教育にかかる経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の構築には、町民が生涯にわたって身近に

学ぶことができる機会を有し、習得した知識・技能が適切に評価され、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

成人教育につきましては、一人ひとりの個性を活かし社会性を育てるとともに、郷土を愛し、充実した人生を築くため、学習ニーズに即した学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活のために、学習機会の充実を図るとともに、豊富な経験に基づく知識を地域に寄与できる事業の実施に努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の心身の健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域が連携し、健全育成のためのさまざまな体験活動の充実が大切です。

障がいのある子どもたちのために、関係団体と連携し、青少年の支援ボランティアの育成を図り、学校外における充実した交流機会と各種体験活動の提供に努めます。

放課後の子どもたちには、地域住民との連携を図りながら、多様な体験活動や学習機会を提供し、安全で安心な居場所づくりに努めます。

家庭教育につきましては、家庭の教育力向上と子どもとのふれあいの大切さを感じてもらえる子育て体験事業に

取り組むとともに、関係機関と連携して子育てに関する情報の提供に努めます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

文化活動につきましては、地域に根ざした自主的、創造的な芸術文化の振興が重要であり、公民館等の社会教育施設においては、それぞれの機能を活用した事業が実施されるための環境整備が必要です。

公民館につきましては、効果的な運営を図りながら、社会教育関係団体と連携し、潤いのある文化の高揚のため、発表、鑑賞、創作機会の提供に努めます。

図書館につきましては、地域の情報拠点として図書の魅力ある整備を図るとともに、「余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき読書活動を推進するため、関係施設やボランティアとの連携につとめ、さらには、学校の要望に沿った図書の貸出しなど、学校図書館への出前図書館の充実を図ります。

文化財施設につきましては、歴史や伝統文化を次世代に継承するため、郷土の歴史に関する資料収集と、文化財施設の保存と管理を適切に行うとともに、埋蔵文化財や町内文化財資料の有効的な活用に努めます。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

生涯にわたってスポーツを通して楽しみながら、健康増進を図るとともに、日常的に子どもから大人までスポーツに親しむことのできる環境づくりが大切です。

また、ニュースポーツを通して異世代間交流に取り組むとともに、所属するスポーツ関係団体と連携し、子どもたちの体力の向上に努めます。

スポーツの振興と健康増進のため、体力や精神力の保持を目的とする事業を実施するとともに、スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動を奨励します。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

IV むすび

余市町教育委員会としては、関係機関や団体はもとより家庭や地域と連携を図りながら、本町の未来を担う子どもたちの確かな学びや豊かな心を養成し、健やかな成長を促すとともに、町民が生きがいを感じながら学び続け、郷土を愛し、豊かな人生を送ることができる生涯学習環境の充実に全力で取り組みます。

議会議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。